

イランにおける王領地配分に 関するノート

岡 崎 正 孝

は し が き

イランの耕地面積のほぼ75パーセントは、自ら耕作に従事しない土地所有者によって所有され、前近代的な生産関係のもとで、生産が行われてきた。この国の農業には長い間にわたり顕著な展開もみられず、長い停滞を保っていたが、このような土地所有のあり方が農業停滞の主要な要因と考えられ、発展への阻因とされてきた。

他の開発のおくれた国同様、イランでも経済発展にとって必要不可欠な step stone として、農業の制度的な阻因を取り除くべく、古い土地所有制にメスが加えられることとなった。1960年、地主の土地所有を400ヘクタール（非灌漑地の場合はその倍）に制限し、これを越える土地は国によって買収され耕作農民に配分されることになった。しかし、この法律を審議した議会は、地主階級によって多くの議席が占められていたので、この土地改革法は実際には実施が不可能に等しい、いわば“ザル法”に近いものであった。1961年5月 Ali Amini 内閣が成立し、この国の直面した諸問題の改革に着手したとき、上記土地改革法は当然のこととして、再検討の対象とされた。議会在閉鎖されていたのに乗じ、農務大臣 Arsanjani¹⁾のもとで国情に適した実施可能な改正案が練られ、国王の勅認を得て、同年10月第2次土地改革法が成立した。実施の過程において、当然予測された地主層、宗教指導者層、などの抵抗がみられたが、土地改革に熱意を示す国王の強力な支持もあって、土地収用・耕作農民への配分が進められた²⁾。

多くの地主に、また、全国にわたって適用されるこの土地改革法の成立に先立って、所有関係を是正するための別の試みがなされた。それは、国王のイニシアチブでなされた王領地開放計画であった。これは1951年の勅令によって開始され、1963年をもって一応王室の所有した土地の開放は終了した。

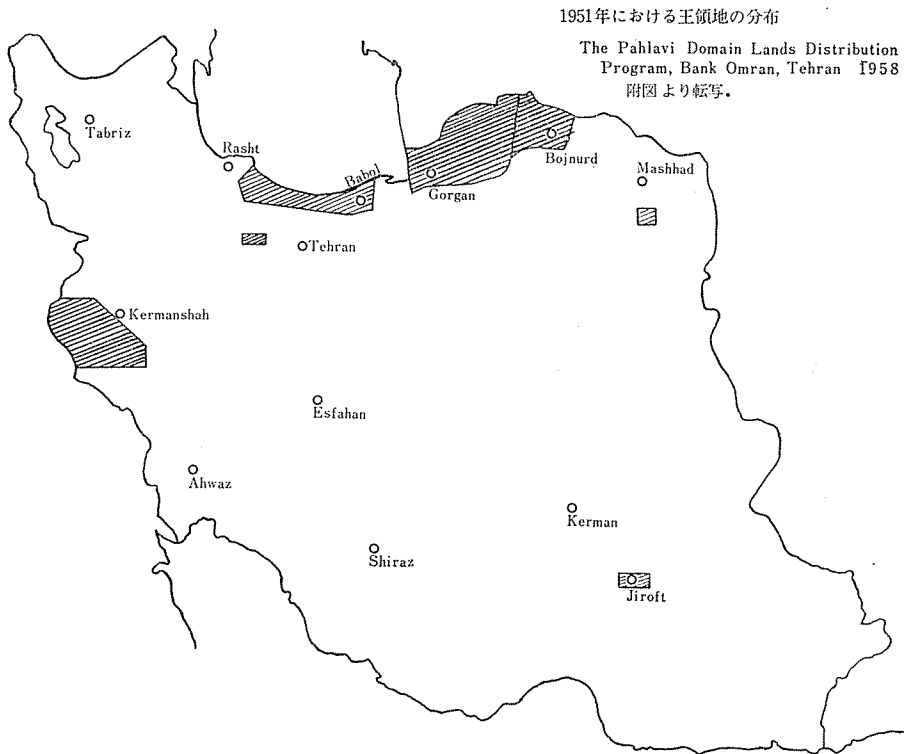
この計画によって開放された土地面積、受益農民の数は、イラン農業の中で決して大

イランにおける王領地配分に関するノート

きなウエイトを占めるものではなく、それはこの国の農業に新たな変動を創造するような機能を果たしたとはいえない。しかしながら、王領地開放によって生じた諸々の現象は、1961年より全国的に実施され始めた土地改革の展望に対する基準を吾々に与えるのではなからうか。

1. 王領地の成立

王領地配分の開始前（1951年）においては、王領地はカスピ海沿岸地方、Mashhad、Kermanshah、Tehran 近郊地方などに存した（付図参照）が、これらの王領地は次のような経過によって成立したものである。



国の急速な工業化に重点をおいたレザー・シャーは農業の発展に対しては、さしたる重要性をおかなかつた。とくに、レザー・シャーの治世の前半においては、農業は看過され、その発展への刺激は国内よりは、むしろイランを原料の主要供給源（綿花・米・羊毛）としていたソ連によって与えられた。ソ連の直接の影響をうけていたカスピ海沿岸地方では、この時期に綿・米など商品生産にかなりの発展がみられたのである。

ところが治世の後期になると、農業に対してもレザー・シャーは関心を向け、土地開発、品種改良、外国人農業技術者の雇用、耕作法の近代化、農業銀行の設立、農科大学の創設などがなされた。しかし、このような農業発展に対する施策をとる一方、土地の生産性の高い地方において土地を所有し、農業経営を行うことによって私財の蓄積をはかろうという欲望がレザー・シャーの内におこってきた。シャーはイランで最も肥沃で自然に恵まれたカスピ海沿岸の Gilan, Mazanderan, Gorgan 地方の全土を自己の所有下におき、この地方の主要産物である米・綿など商品作物の生産を自己の管理下においた。ついで、小麦の主要産地の一つである Kermanshah においても所有権を確立し、Tehran 近郊、Mashhad, Jiroft などでも広大な土地を獲得することとなった。

これは、1934年のことであるが、王領地を獲得するには、次のような手続きがとられた。形式的には、土地は所有者より購入されているが、事実は決して自由な取引のものになされたものではなかつた。没収された土地もあり、また没収に近い価格で買い上げられたケースも多かった。土地の交換が強いられた場合も多かったが、交換は等価交換とはいえず、シャーにとって有利なようになされた³⁾。

このようにして、独裁的なシャーによって生産力の高い土地が王領地化されたのであるが、シャーによる土地所有は当該地方における農業の急速な展開をもたらすことになったことは認められなくてはならない。すなわち、シャーは特に王領地化した地方において、重点的に発展のための施策を行い、その結果として、これらの地方では王領地時代にかんがりの発展がみられたのである。ゴルガン地方を例にとれば、シャーは王領地化後早々に農務省の出先機関をゴルガンに設け、多数のイラン人・外国人の農業技術者を派遣して技術的指導にあたらせた。綿花、米、煙草などの生産増加に特別の留意が払われ、農民に対する作付強制、官営綿繰工場（1937年）、煙草工場の設置⁴⁾、カナート建設による土地の灌漑化などを通して、これらの産物の生産が急増した。このような国王による農業発展のための施策は、それが国費で行われ、レザー・シャーの私財を蓄積さすことになったが、結果的にはこの地方の農業を発展さすことになったのである。

1941年9月、レザー・シャーが退位し、現国王の治世になると、王領地には若干の変

イランにおける王領地配分に関するノート

化がみられることになった。すなわち、即位後、国王は勅令によって王領地を国家に移譲し、国有地となした。しかし、翌42年6月には勅令を発して、国有地とされた元王領地を旧所有者に返還することにした。

土地は、

- (1) 旧所有者より1万リアル以上の価格で買い上げられた土地
- (2) 交換された土地
- (3) 没収された土地
- (4) 旧所有者より1万リアル以下の価格で買い上げられた土地

の4種類に分けられ、このうち、(3)と(4)に属す土地を旧所有者に返還し、(1)と(2)に属す土地はそのまま国有地として残すことにした。

国王が父より相続した王領地を国有地として国に移譲したのは、土地からの収入が農民の生活水準の向上に使われることを望んだためであるといわれている。しかし、収入は通常予算に組みこまれ、農民の福祉のためには使用されていないことを知り、国王は、1949年6月にそれらの土地を再び Pahlavi 家のワクフにするという法律を公布し、ここに王領地が復活することになった。

これらの王領地は、各地におかれた王領地事務所 (Edare Amlake Pahlavi) を通して、管理されていたが、1950年の2月勅令によって耕作農民に開放されることになったのである。

2. 王領地配分令の内容

1949年末、シャーは当時の大統領トルーマンに経済援助の要請をするため、アメリカに旅した。しかし、中国問題がおこったときでもあり、アメリカの対外援助は、健全な内政を行い改革への努力をしている国のみを対象にすることを決めていたので、このような条件をみたしていないイランは援助対象から外され、シャーの渡米は無為に了った。

帰国後、シャーは宿命的といえた汚職の追放、農業対策など国内政策の面で従来の対策が手ぬるかったことを認め、積極的に内政改革への熱意を燃やすようになった⁵⁾。その手はじめとし、自己の管理下にあった王領地を耕作農民に配分することを決めたのである⁶⁾。かくして、1950年2月には、勅令を発しパハラヴィ財団のワクフとして凍結されていた王領地を、耕作農民に配分することにふみきったのである。

では、1950年2月の王領地配分令は、どのような内容のものであろうか。その主要内容を紹介すれば、次のようになる。

(1) 王領地配分の実施機関。

王領地はいくつかの管区に分けられ、管区毎に配分業務が推進される。(第1条) 各管区には王領地配分専門委員会 (Technical Commission) が設けられ、土地の配分、その他の必要な準備をすることになっている。

この委員会は、(1)王領地事務所の官吏、(2)測量技師、(3)各村より2名の村民によって構成されるが、メンバーの数は当該地区の面積・人口などに応じて変えられることになっている。これは管区ベースの機関であるが、中央にはパハラヴィ王領地配分審議会 (Council for the Distribution and Sale of the Pahlavi Crown Lands) が設けられ、土地の調査、測量やその他の配分業務に関する総括的な機能を果たす。(委員は宮内大臣を議長に、法務大臣、テヘラン大学法学部長、前農務大臣が国王によって任命された。)(第2条)

(2) 配分の手続き。

土地の配分が決まった村では、直ちに測量、統計蒐集作業が始められる。これらの作業が終ると、モスク、学校、公衆浴場、道路など公共の目的に使われる土地が除けられ、その他の土地が有資格者に配分されることになる。一人の農民が受けとる土地の面積は、その村の耕地面積、土地の肥沃度、交通の便などがかんあんされ決められるが、それは30ヘクタールを越えない限度で、一農家が生計を営むに十分な面積となっている。

土地は有資格者によって均分されるが、各有資格者のうけとる土地は、専門委員会が行うクジによって決められる。(第3, 4, 5条)

(3) 土地の売渡価格と代金支払法。

土地の農民への売渡価格は、大蔵省の評価委員⁷⁾も含まれた専門委員会で決められるが、地価決定に際しては、土地の位置、地方的習慣、土地の生産力などが、決定の要素とされる。

土地の価格は25パーセント減らされ、評価額の75パーセントで農民に売り渡され、支払い法は25年年賦(無利子)となっている。(第6, 7条) また、王室所有の農民の住居も同じく評価され、評価額の75パーセントの価格で、25年年賦によって農民に売り渡される。(第8条)

(4) 有資格者。

土地の配分をうける有資格者は、優先権順に示せば、次のように決められている。

イランにおける王領地配分に関するノート

1. 配分が行われる村に2年以上住み、配分の始まる前少なくとも1年以上耕作に従事していた農民で、18才以上の男子。

2. 配分が行われる村に隣接する村の農民。(第10条)

(5) 配分後の規制。

土地の譲渡と同時に所有権証書が、受益者に渡されるが、年賦金の完納以前においては、配分を受けた土地のいかなる種類の譲渡も禁止される。(第11, 12条)

(6) Banke Omran の設立。

土地配分に伴って生ずる諸々の業務を行うための機関として、Banke Omran (Development Bank) が設立される。(第14条)

この銀行は1952年9月21日1500万リアルの資本金で、1950年2月の勅令にもとづき、また1952年のBanke Omran 設立令によって創設されたが、この銀行の業務は次のように定められている。

1. 配分を受けた農民より年賦金を徴収すること。
2. 協同組合を作ること。
3. 通常の銀行業務を行うこと。
4. 配分村において、耕地の拡充、土地改良、畜産改良、灌漑施設修復・建設、病虫害駆除、農民用住居建設、農民への農業経営費融資などを行なって、農民の生産活動を援助すること。

3. 配 分 の 実 施

勅令が1950年2月に発せられてより、配分のための準備が進められ、翌1951年⁸⁾1月21日にテヘラン近郊 Varamin 地区の Davoudabad 村で配分が始まった。しかし配分が始まってまもなく、同年3月、時の首相 Razm Ara が暗殺され、4月にモサデク内閣が成立した。ところが、モサデクの出現は、この計画の実施に大きなブレーキとなった。すなわち、反国王の立場をとっていたモサデクは、国王のこの進取的政策に極力反対し、その施行に出来る限りのぼう害を加えたのである。モサデク自身、農業の非近代的生産関係を是正し、農民の福祉向上の必要性を認め、地主の取得分の一定部分を農民に還元す法律を作ったり、また、各村に農民がイニシアチブをとりうる村議会 (Anjomane Deh) をつくらすなどの施策を講じたのであるが、ただ、同じく農民の福

第1表 年次別 王領地配分実施状況

年*	配分された村	配分面積 (ヘクタール)	受益農民
1950	1	1,215	146
1951	0	0	0
1952	13	5,072	882
1953	2	11,600	1,750
1954	21	20,301	2,203
1955	21	18,593	3,594
1956	24	38,764	4,055
1957	21	9,764	2,828
1958	51	19,224	3,475
1959	75	19,110	6,204
1960	32	4,481	2,936
1961	217	42,856	11,563
1962	39	8,647	2,522
合計	517	199,628	42,158

* 3月21日より、翌年の3月20日を一年とする。

(出所) The Turkoman and His Land, USOM/
IRAN. 1962. appendix A. Fact about Iran,
No. 14. Aug. 31, 1961 より作成。

モサデクがこの国の政治の前面に出ていた時（1951年4月～53年8月）でも、相対的にかれの勢力が弱化した時をぬって、土地の開放は進められたが、その速度は表1によって明らかのように、遅々たるものであった。

1953年8月、反革命が成功、モサデク政権が崩壊し、親米・親王的内閣が出現し、また、国王の権力が強められてくるに及んで、配分には何らの政治的障害はなくなった。その後、開放は、第1表に示されるような速度で進められていった。1956年迄は配分業務は Crown Land Office が担当してきたが、1957年にはこれが Banke Omran に移管され、それ以後開発の速度は速められた。1961年にアミーニ内閣が出現し、土地改革がその重要政策となったとき、従来比較的遅々としていた王領地開放も急速に促進されることになり、この年に200村近い村が配分されている。配分は1962年に一応終了、13年の年月を要したが、この間に配分されたのは、517村、受益農民は4万2千人強となっている。

517村を配分するのに実に13年もかかったのは、この国の行政担当者の事務能率の悪さにその責が負わされるべきであろうが、その他には既存の統計のない所で統計作り、測量より始めなくてはならなかったことにも因るのである。これには、熟練した多くの

社を目的とする王領地配分に対しては、強い反抗を示した。当時の段階において、土地の開放・自作農創設は、農民の生活向上を必ずしも保証するものではないということも反対の一つの理由になっていたが、根本的には国王のイニシアチブにより王領地開放が推進される限り、少なくとも配分の行われる地方では、国王支持が強まることを恐れたためであろう。かれの反王領地配分の態度は、土地改革そのものに対してなされたものではなくて、より政治的な配慮より生まれてきたものなのである。

イランにおける王領地配分に関するノート

技術者を必要としたし、また巨額の費用も要したのである。Banke Omran がカラチで行われた会議（1962年4月）に提出した資料によると、517村（約20万ヘクタール）の配分に1億リアル⁹⁾（約5億円）の費用を使ったと述べている。このような配分に関する技術的な点も、開放の進行に妨げとなっていたようである¹⁰⁾。

第2表 Central ならびに Gorgan Area の配分村における統計

	単 位	Central Area	Gorgan Area					Kalaleh
			Bandar Gaz	Rami-yan	Minu-dasht	Ghonio-khmaz	Gomi-shan	
(A) 配分村の数	(村)	17	10	6	13	16	13	21
(B) 家族数	(戸)	4,857	1,395	1,650	1,334	703	2,847	1,425
(C) 受益農民数	(人)	2,875	1,499	1,945	1,133	968	3,088	2,112
(D) C/B	(%)	59.0	107.9	117.9	84.9	137.7	108.5	148.2
(E) 開放農地面積	(ha)	20,972	11,503	4,300	7,059	8,957	24,944	21,610
(F) うち灌漑地面積	(ha)	(14,792)	(402)	(287)	(1,089)	(1,315)	(0)	(625)
(G) F/E	(%)	70.5	3.5	6.7	15.4	14.7	0	2.9
(H) 1人当り配分面積	(ha)	7.3	7.7	2.2	6.2	9.3	8.1	10.2
(I) 麦作村面積	(ha)	5,584	3,890	2,245	4,034	6,862	19,628	20,344
(J) 小麦ha当り収量	(ton/ha)	1.37	1.15	1.00	1.23	1.29	0.58	0.71
(K) 綿作村面積	(ha)	962	3,331	1,270	2,012	1,877	3,892	630
(L) 綿ha当り収量	(ton/ha)	0.92	* 0.93	* 0.90	1.14	1.25	* 0.40	0.98
(M) K/E	(%)	4.6	29.0	29.5	28.5	21.0	15.6	2.9

* 非灌漑綿を示す。

(出所) The Turkoman and His Land, USOM/IRAN. 1962. appendix A.

(原資料: Research Department of Banke Omran, August 1959)より作成。

では、次に受益者はどの程度の土地の配分をうけたのであろうか。

表2は1959年8月に Banke Omran が Central, Gorgan 両地方の配分村96村において行なった、調査の結果をまとめたものである。

まず、この表で注目されるのは、Central Area では当該村の戸数の約60パーセントのものが土地の配分をうけた——すなわち、村に住む全戸数が土地を取得したのではなかった——のに対し、Gorgan Area では Minudasht を除き戸数を上回る自作農が創設されている。この地方では配分が行われる村にすむすべての家族が対象とされ、また、一家族の中で2人またはそれ以上の有資格者が出た場合もあったのである。

各受益者に配分された面積の平均は (H) 項に示されている通りであるが、各地区内でも村によって配分面積には差異がみとめられる。すでに述べたように、各村の土地面積と農民数、肥沃度、その他の条件によって、差がみられるのであるが、因みに各地区毎

についてみると次のようになる。Central Area 5~8.5 ヘクタール, Bandar Gaz 1.5~6.6 ヘクタール, Ramiyan 1.5~6.2 ヘクタール, Minudasht 3~22 ヘクタール, Ghoniokhmaz 3.8~17.5 ヘクタール, Gomishan 2.2~16.8 ヘクタール, Kalaleh 10~20.4 ヘクタールとなっており, 村によってかなりの差がみとめられる。また, Central Area と Gorgan Area では, 主要作物に大きな差がある。Central Area では, 麦栽培が中心であるが, Gorgan では Kalaleh を除き綿作のウエイトが高くなっている。綿と小麦と較べた場合, 前者の方がはるかに商品化率が高く, その点, 両地域の受益農民の側のもつ意義も異っているといえよう。

つぎに, 地価についてであるが, これはすでにのべたように評価委員会によって決められる。具体例を示すと, Aliabad 地区の Baraftan 村では 5,000 Rls/ha, Hajibalkhan 村では 3,500 Rls/ha となっている。因みに, 現在の地価をみると, 上記2村では最低 50,000 リアルとなっている。

4. 王領地配分の影響

上述のように500村ばかりの村が配分されたが, この土地開放は配分村においてかなり強い影響を与えた。筆者はゴルガン地方の配分村で若干の調査を試みたが, ここに現われた事象より, 王領地配分の影響, とくにゴルガン地方のそれをみることにしたい。

第3表 1962年における経営規模, 所有規模別農家数

	経営規模別 (戸)	所有規模別 (戸)
0ヘクタール	7	4
1	1	1
2	2	2
3	19	24
4	1	1
4.5	1	1
5	3	3
6	3	4
7	2	2
8	1	0
9	1	1
18	1	1
25	1	0
66	1	0
計	44	44

ここで事例としてとりあげるのは Shahpasand 地区の Tilan 村で, この村は戸数 32 (1955年現在), 1955年に配分が実施された。受益資格者は配分時44人おり, 1人につき3ヘクタールの配分をうけた¹¹⁾。この時, 18才以上の男子がすべて有資格者とされたために, 非農家も同じく3ヘクタールの土地所有者になった。ところが, このような土地所有は1人3ヘクタールという均衡を保ちえず, その後, 分化現象をひきおこし, 1962年現在では左表3にみられるような状態になっている。

まず経営規模の変化をみると, 配分時と同じく3ヘクタールの土地を経営している

イランにおける王領地配分に関するノート

農家は僅か19戸（43%弱）にすぎず、10戸（23%）は近隣の Shahpasand の農家、村内の富農に経営を委託したり、土地を売り渡すなどして、経営規模を縮小している。この中で、7戸もの農家が土地の経営より離れてしまったことが注目されよう。また、15戸の農家は未利用可耕地を王室より購入・開発したり、村内の没落農家の土地を吸収し、経営規模を増大している。この上昇農家の中には、トラクター導入ブームに乗り、トラクターを購入した農家、また、大地主の土地を60ヘクタールも借地・経営するといった、今迄にみられなかった企業心をもったものも現われている。

一方、所有規模の方には経営規模ほど激しい変化はみられないが、それでも僅か7年の間に4戸の農家が土地を手離し、没落し、一方では13農家が所有規模を増大して上昇している。短期間におこったこのような経営規模・所有規模のはげしい変動は、Tilan村のみに例外的にみられるものではなく、Gorgan 地方では一般的にみとめられる現象である¹²⁾。

では、このような変化は何によって惹き起されたものであろうか。

ゴルガン地方では、農民は従来、種子・耕耘手段など生産に必要な手段を私有しており、また、経営費をも負担していた。その点、土地所有者になっても、資本不足によって農家負債が増加し没落していくという現象は生じなかった。受益農民の階層分化が促進されたのは、このような土地配分そのものによってなされたのではなく、その後の当地方の農業におこった（王領地配分を契機として）変化によって惹き起されたものである。既耕地は原則として小作人に配分されたが、灌木地、沼地などの未利用地は、企業家・地主などに払い下げられた。彼らは払い下げをうけた土地を開発し、農業機械、賃労働者を使用し農場経営を始めていった。当初、農場の主要生産物は小麦であったが、のちに綿花がこれにとって代り、これらの農場における綿作地が急増していった。

農場で綿花が主要作物となり、また、綿花生産がより大きな所得をもたらすことが明らかになるや、耕作農民の間でも綿作のウエイトが高められていった。当初は農場の数も少なかったが、農場の数が増えていくにつれ、その影響は強くなっていった。綿作は耕作農民の所得を向上させた。また、所得向上に伴い彼らの経営規模拡大の意欲、積極的に農業経営を行おうという意欲も高まっていき、経済力の強かった農家の上昇がおこった。

綿作化は上述のような現象を生んだが、そのみならず、逆の現象をももたらしたのである。従来の農業は自給自足的傾向が強く、農家の家計の中でも現金の占めるウエイトは低かった。しかし、綿作により現金収入が増えるとともに、日常生活における貨幣

需要が増大していった。綿作は小麦作とは異なり、多くの経営費支出を必要としたが、これも貨幣需要をたかめる作用を果たした。ここで生活資金、経営費を必要とする耕作農民は、綿の青田売り¹³⁾をすることで資金の調達をはかった。この傾向はとくに経済力の弱い層に強くあらわれ、中間商人による収奪が進められることになった。平年作の時には生産物を低廉な価格で売ったという現象に止まりえたが、凶作の年には青田売りは悲劇的な結果を農民にもたらすことになった。彼らの負債には高利が加算され¹⁴⁾、その結果、経済力の弱い農民は土地の経営を第三者に委託するか、土地を手離さざるをえなくなった。このように、綿作化、貨幣経済の滲透、中間商人の介在、を通して経済力の弱い一部農家の没落が始まったのである。

ゴルガン地方の受益農民の間には上述のごとき階層分化が相当活潑におこっているのであるが、それは上にみたように、旧来の農業外に生じた変動によって誘発、促進されたものである。その点、王領地配分を直接階層分化に結びつけるのは正しくはないが、王領地配分を通してこそ、始めてこのような変化がおこることを可能にしたのであり、王領地配分にもなう自作農化が階層分化、農業の変動のための前提となったということが出来よう。

他地方においても受益農民の分化は活潑にみられる。経済力、また、経営意欲の弱い農家は没落し、逆に企業心をもった経済力の強い農家は上昇していつている。土地改革法の施行された村においても、王領地配分村に生じたような分化が激しくおこることが予想されよう。土地は一部のものの許に集まり、再び、大土地所有が出現する可能性もあろう。しかし、ここに現出する大土地所有者は従前のそれとはことなり、農業を企業として経営しようというタイプのものになろうということが予測されるのである。

(筆者はアジア経済研究所中東調査室研究員)

註

1) Arsanjani, Hasan (1922年生) は父を Mollah にもつ中流階級の家産に育った。テヘラン大学で政治学を学んだのち、農業銀行に入って協同組合の問題に取り組んだ。この時期に彼は地主制の廃止を痛感したといわれている。2次大戦後、ジャーナリズム、政治界で活躍したが、1951年には時の Razm Ara 内閣に土地改革に対するレポートを提出している。Amini 氏に抜てきされ農相となったかれは、土地改革に対して異常なまでの情熱を注ぎ、地主その他からの強い反対をうけながらも国王の絶対的な支持をうけ、強力に改革を押し進めた。彼のこのような土地改革に対する態度は、農民の間に強力な支持をうることによって農民党を結成しようという意図をもっているか

イランにおける王領地配分に関するノート

にとられたが、或いはかれの心中にそのような意図があったかもしれない。いずれにしろ、土地改革の推進者としてのかれの役割は認めらるべきであろう。

2) Amini 内閣のもとで強力に推進された土地改革は、Arsanjani が農相としてとどまった Alam 内閣でも継続実施された。しかし、Arsanjani が失脚し Riyahi 将軍が農相に就任するに及んで、改革の速度は鈍化した。

3) A. K. S. Lambton : Landlord and Peasant in Persia, N. Y. 1953, pp. 256~257.

4) 工場建設にあたっては、農民に無償労働が要求された。

5) 国王には啓蒙君主の側面があるが、この点が顕著にあらわれたのは、1949年の渡米后である。

6) 国王を王領地配分にふみきさせた誘因としては、アメリカの影響、とくに、トルーマンとの会談が最大であることは事実であろう。この点は、Shah の手になる Mission for My Country, London 1961, pp. 88~89 にその経過がくわしくのべられている。

7) 国有地（農地）の作高を評価する官吏。

8) 1951年3月20日までは、1950会計年度の中に入るので、51年1月に配分された Davoudabad は第1表では、1950年度の項に入れられている。

9) このうち約半分は土地測量、地図作成にあてられた。例えば、1961年に使った費用2千万リアルのうち、1千万リアルはこれにあてられている。なお、これらはすべて国費でまかなわれた。

10) 1961年の土地改革では、測量はもとより、正確な統計調査も行わずに、土地の収用、配分を行っているが、これは王領地配分計画の遅延が教訓になったものである。

11) なお、配分にあたり優等地は近隣の有力者（地主など）の手に落ちた。このような不正な配分は各所でみられる。

12) 少なくとも1割前後の農家が没落し、土地をなくしている。

13) 青田売りに関する実例を一つあげよう。Kordkui 地区の某村では1961年4月の青田売価格は1 pout (16.4kg) 当り、120リアル(100 pout 単位の取引)、同年の収穫期(12月)における価格は240~270リアルであった。

14) 青田売りをした量が契約期までに渡せない場合、次のように処理される。Tilan の一農家の例をあげると、1961年3月、1 pout あたり170リアルで青田売りをしたが、収穫時に清算しえなかった。現物の受渡しが出来なかった分については、1 pout が250リアルに算定され、それに翌年3月までの利子50リアルが加算され負債額が決められた。この負債は更に翌年に収穫される綿で支弁することにし、再び翌年度の綿の青田売りが名目的に3月付で行われ、この時の価格は1 pout 当り140リアルと決められた。

上の取引を整理すると次のようになる。

	負債額	農民の受取額
1961年3月		170 Rls
1961年11月	250 Rls	
1962年3月	300 Rls	